

厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

厚生労働省年金局年金課

1. 改正の趣旨

- 雇用保険法等の一部を改正する法律（令和2年法律第14号。以下「改正法」という。）により、
 - ・ 高年齢雇用継続給付（※）の最大給付率が10%に引き下げられ（改正前は15%）、
 - ・ 高年齢雇用継続給付と老齢厚生年金の併給調整に係る調整率も、最大で標準報酬月額額の4%に相当する額に引き下げられる（改正前は6%）

ことに伴い、当該調整率の逡減率について、必要な改正を行う。

（※）雇用保険の被保険者期間が5年以上ある、60歳以上65歳未満の雇用保険の被保険者に対して、賃金額が60歳到達時の75%未満になった場合に最高で賃金額の15%に相当する額を支給する制度。

2. 改正の概要

- 現在、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第7条の5第1項等の規定により、老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者である場合で、高年齢雇用継続給付の支給対象月の標準報酬月額が60歳時賃金の61%未満であるときは、標準報酬月額額の6%に相当する老齢厚生年金が支給停止となり、

標準報酬月額が60歳時賃金の61%以上75%未満であるときは、標準報酬月額が逡増する程度に応じて、6%から一定の割合で逡減するように厚生労働省令で定める率（＝逡減率）に標準報酬月額を乗じて得た額に相当する老齢厚生年金が支給停止となる。

- 改正法の施行に伴い、
 - ・ 老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者である場合で、高年齢雇用継続給付の支給対象月の標準報酬月額が60歳時賃金の64%未満であるときは、標準報酬月額額の4%に相当する老齢厚生年金を支給停止とし、
 - ・ 標準報酬月額が64%以上75%未満であるときは、標準報酬月額が逡増する程度に応じて、4%から一定の割合で逡減するように厚生労働省令で定める率（＝逡減率）に標準報酬月額を乗じて得た額に相当する老齢厚生年金を支給停止とすることとされる。
- これを踏まえ、厚生労働省令で定める率（＝逡減率）について、次図のとおり、改正を行う。

	現行	本省令案による改正後
厚年則第三十四条の四の規定	<p>◎厚年則 (法附則第七条の五第一項第二号、附則第十一条の六第一項第二号及び附則第十三条の六第四項第二号に規定する厚生労働省令で定める率)</p> <p>第三十四条の四 法附則第七条の五第一項第二号、附則第十一条の六第一項第二号及び附則第十三条の六第四項第二号に規定する厚生労働省令で定める率は、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額の合計額を減じた額を第二号に掲げる額で除して得た率に十五分の六を乗じて得た率とする。</p> <p>一 雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第六十一条第一項に規定するみなし賃金日額に三十を乗じて得た額に百分の七十五を乗じて得た額</p> <p>二 当該受給権者に係る標準報酬月額</p> <p>三 第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額に千四百分の四百八十五を乗じて得た額</p>	<p>◎厚年則 (法附則第七条の五第一項第二号、附則第十一条の六第一項第二号及び附則第十三条の六第四項第二号に規定する厚生労働省令で定める率)</p> <p>第三十四条の四 法附則第七条の五第一項第二号、附則第十一条の六第一項第二号及び附則第十三条の六第四項第二号に規定する厚生労働省令で定める率は、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額の合計額を減じた額を第二号に掲げる額で除して得た率に十分の四を乗じて得た率とする。</p> <p>一 雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第六十一条第一項に規定するみなし賃金日額に三十を乗じて得た額に百分の七十五を乗じて得た額</p> <p>二 当該受給権者に係る標準報酬月額</p> <p>三 第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額に百十分の四十六を乗じて得た額</p>
老齢厚生年金の支給停止率の考え方	<p>厚生年金支給停止率 = $\{A - (B + C)\} / B \times 67/15$</p> <p>第一号: 60歳時賃金日額$\times 30$日$\times 75\%$ …… A 第二号: 標準報酬月額 …… B 第三号: $(A - B) \times 485/1400$ * …… C</p> <p>※ 第三号は屈折点(賃金低下率61%)からA点までの傾き($\alpha 1$)を表す。 485/1400 の算出式は $75(A) - 61 \times 1.15 / 75(A) - 61$</p>	<p>厚生年金支給停止率 = $\{A - (B + C)\} / B \times 47/10$</p> <p>第一号: 60歳時賃金日額$\times 30$日$\times 75\%$ …… A 第二号: 標準報酬月額 …… B 第三号: $(A - B) \times 46/110$ * …… C</p> <p>※ 第三号は屈折点(賃金低下率64%)からA点までの傾き($\alpha 2$)を表す。 46/110 の算出式は $75(A) - 64 \times 1.10 / 75(A) - 64$</p>

○ その他所要の改正を行う。

3. 根拠条項

○ 厚生年金保険法附則第7条の5第1項第2号、第11条の6第1項第2号及び第13条の6第4項第2号

4. 施行期日等

○ 公布日: 令和6年2月下旬(予定)

○ 施行期日: 令和7年4月1日